

官報号外 昭和三十四年

昭和三十四年十一月三十日

日本国とヴィエトナム共和国との間の借款に関する協定の締結について
承認を求めるの件

天災による被害農林漁業者等に対する
一部を改正する法律案

卷之三

卷三十四年十一月三十日(月曜日)午

後一時三十七分開議

議事日程 第十一号

昭和三十四年十一月

第一 酒税の保全及び酒類業組合

等に関する法律の一部を改正す

提出、衆議院送付)

卷之三

朗読を省略いたします。

卷之三

委員の辞任を許可した。

二集卷之三

議院運営委員
杉原 荒太郎

同占部

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した

同上

講演運営委員
松野孝一

同上

同日衆議院から予備審査のため左の議

案が送付された。よって議長は即日これを風水害対策特別委員会に付託した。

昭和三十四年十一月三十日

参議院会議録第十二号 議長の報告 会議 議事日程追加の件

文化財保護委員会委員の任命に関する件

10

○一松定吉君 私はこの際、国会デモに關する緊急質問の動議を提出いたしました。

○阿部竹松君 私はただいまの一松定
吉君の動議に賛成いたします。

○議長(松野龍平君) 一松君の動議に
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長（松野謙平君）御異議ないと認

めます。よつてこれより発言を書します。
す。一松定吉君。

○一松定吉君 私は、自由民主党を代
[一松定吉君登壇 拍手]

表いたしまして、本月二十七日、国会の周辺に起こりましたあの事件について、総理大臣以下各閣僚閣僚に質問をいたしたいのであります。

まず、安保改定交渉の貢献をめぐり、要求する陳情デモ隊が国会構内に乱入したことによって、警備の警官に歓笑、

双方に七百有余人の重軽傷者を出した

ことに對し、私どもはきわめて遺憾に思つております。今度の陳情デモ

は、社会クラブの声明にもありました
ように、全く陳情に名をかりて、かく

の」とき乱暴を勧いたものであるといふことは、だれが見ても一点の疑う余地はない。

地はないのであります。社会党は、その声明で、今度の国会陳情は正当なる請

顧権によるものであると言つております。

しれない前衛分子を含む五万余の大群衆を動員して国会周辺にデモをかけさ

せ、それが憲法第十六条にいう平穏に講論する行為であると言うことがで
きるでありますよ。思想及び良心の自由は民主主義の支柱である。しか
るに、国会对して集団の威迫による

強烈なデモをかけ、また、陳情と称して大衆によるつるし上げを行なって、どうして議員の政治的良心が保障されますか。議員に対する有形的な強迫とは言いますけれども、この大衆的威迫を是認するがとき言辞をもてあそぶことは、議会主義に對する反逆であると言わなければなりません。(拍手) 請願は平穏に行なうことが議会主義のルールであります。そのことは、憲法の第十六条に、国民は法律の定める事項に關し、平穏に請願する権利を持つこととの規定があります。また、国会法の第七十九条によりますれば、請願者は議員の紹介によつて請願書を提出するといふことがありますから、紹介の権利を有する浅沼議員らが紹介の手続をしておることであるならば、何も請願者が議長に面会する必要はありませんまい。今までのわれわれの請願を受理するところの慣習は、紹介議員のところにその原本を持つてこれらを議長あてに送ることが慣例になつておることは皆さん御承知の通りであります。しかるに、そういうことじやなくして、それに違つよくなやり方をしていることは、全く暴力行為を隠蔽する一つの口実にすぎないと言わなければなりません。(拍手)何となれば、本件は多衆集団の上に行なわれ、しかも赤旗を打ち振り、労働歌を歌い、白だすきを肩にかけて威力を示す態度であつたことは言うまでもありますまい。請願書を所持しておつた者は數万人のうちわずか三十人内外であつたことは顯者な事實であります。暴力を

するものはどちら見ているかといふと、憲法の第二十二条や第二十五条、第十九条の三ヵ条には、公共の福祉云々という規定がないから、憲法第十二条、十三条の制限を受けないというのであるが、これは全く一つの曲解であると私は考えておりますが、この点に対する総理の御所見を伺いたいのであります。

ここに参考のために講題について外国の法規を見まするに、イギリスは一六六二年、不穏當講頗禁止法の中に、十人以上の者が徒党を組んで講論してはならないとあり、また、一八二七年制定の不穏集会防止法の中には、議会及び裁判所周辺においては、中心集団行列禁止法中に、五十五ヘクタール以内に立ちどまり、または動くこと、または党派、团体、または運動を公衆に知らしめる意図をもつてする行動、またはその他のものを掲げるとはできないという禁止規定があります。また、西ドイツでは、連邦もしくは邦の立法機関の建物を囲む所定の禁止区域の内部において、屋外集会、行進を禁止している規定があります。また、フランスでは、弁論または文章により、公道上の人の集会に対し、講頗申し立て、または陳情論議し、または請願を国会に對して提出する目的をもつて騒動をなした者に對しては刑罰の規定があります。

往々にして裁判の判決に対し威圧を加え、そうして自分に有利な判決を得たいというような考え方でデモ進軍したり、あるいはいろいろなことをして裁判官を脅迫するというようなことのあるわが国の現状におきましては、こういうような行動を取り縮まるたるの必要があろうと思うのであります。これに対しては相当の法規の制定が必要であると思うのであります。大臣の御所見はいかがでありますか、お尋ねいたします。

以上について、左記の犯罪、すなち交通妨害の行為をした者、建物損壊あるいは公務執行妨害、あるいは公害、あるいは公労法、学校規則、國立公務員法、東京都公安条例等に違反した者に対しましては、これは相当の罰裁を加えなければならぬと思うのであります。が、この点に対する總理の御所見はいかがでありますか。

次に、右のほか、衆議院議員浅沼次郎君外数名に対する不法行為に関まして政府の所見を問い合わせました。なかんずく浅沼代議士の問題につきましては、今度の統一行動によつて計画されたものであり、そしては、浅沼君らによって統括せられて、ところの安保改定阻止国民会議に至りますが、この点に対する總理の責任は、当然これらの方に責任あると思うことは当然であります。この会議は今申しましたように、社会党や総評その他の団体で結成され、当の請願には、社会党の浅沼書記長、検評の岩井事務局長らが指揮をとつて、たということは、証拠によつて明らか

にこれを認められると思うのであります。これらの人々がやつたよくなことは、当然であると思うのであります。これに對しまして、これらの諸君が不可解なことを發言しておることは新聞記事によつてこれを見ることができるので、これらに對しても私は不思議な考え方を持つておりますが、淺沼君は、どういふことを言つたか。自分はこの陳情団の代表者を政府と衆参両院議長にあつせんするために構内に入つたので、自分は先導して乱入せしめたのではない。一部の乱入者に対しては退去を要求することに努めたのであると主張しておる。また岩井氏は、これら乱入者は、警官の誘導といふか、政府、自民党的挑発によつて構内に入つたもので、自分は關係はないばかりでなく、整然と退去すべきことを命じたのにかかわらず、これらのができなかつたのは遺憾である。かように申し合わせて、いかにも両君の主張が符節を合わせるような弁解的言辭になつておりますが、私どもは自民党的扇動、さういうことは絶対にありません。何の必要があつて自民党がかような暴動を教唆しなければならないか。そういうことは少しも考えられないのです。わが自由民主党が彼らの主張するような行為をとつたということは断じてありません。もあるとするとなるならば、どういうことがあるのだといふ具體的の証拠を示してこれを反撃するのが紳士の態度であると言わなければならぬ。全くこういふよなことは、無実のことと主張してわが党を傷つけんとするがごとき言動であつて、断じてこれは許すことはできません。次に、

淺沼氏らが構内に乱入した人々に対し、て後に退去するよう人に声をからして叫んだという事実はあるようになります。しかしながら、これは乱入者が予期以上の乱暴をすることに驚いて、これはということで彼らが態度を変え、これの退去を要求したものであると見ることが事実の真相であると私は思われるのです。なぜそういうことを言うか。もし浅沼君らが初めから退去を要求するつもりであつたならば、何も乱暴し始めてからそういうことをしなくとも、門に入るまでに、こういうことが、あつてはならないからということを十分に納得せしめた上で、これを入れなければならぬのに、そういうような事実があつたといふことは少しもありません。無届け集会、無届けデモといふ、都公安条例の禁止規定を無視して、集団陳情という名をかりて行動するように気を配りながら、今度のデモ隊の一部に国会乱入の計画があつたことをあらかじめ知らなかつたという態度は、私どもの承服できない態度であります。もし計画を知つていたとするならば、意識的に乱入計画実行を扇動した結果になるのであつて、議会主義にみずから手で反対したのと断定しなければなりません。(拍手)また、このような計画があることを、わが国の代表的な政党の大幹部である淺沼君や岩井君がこれを知らなかつたというがことをいふことは、むしろ私をして言わしむれば、こつけいだと思うのであります。そういうようなことでは、私どもは兩君が世間に傾向ができないぢやないかと思って、両君のために大いに惜しむのであります。また亂入事件が計画的であるか。

偶發的であるか、また両君が全く不知であったかは、いずれそのうちに明らかになることであつましようが、その前に、憲政史上初めてというこの不祥事を起こした主催者側は、事件の起きた理由をあげて弁解するよりも、まず率直に国民の前に、私どもが不行き届きであった、至らなかつたといふことを、自分から率直に事實を告白してあやまるのが紳士の態度でなければならぬと私は思うのであります。(拍手) で、私は以上の理由によりまして、淺沼氏に対しまして左の諸点をあげてその責任を問わなければなりません。すなわち、演説をして集団人を煽動した事実、講題者を誘導して国会内に禁止区域に入れた事実、また衆衆が門内に乱入した原因は淺沼君らにおいて開門を強要して門を開けさせた結果である、こういう事実、以上の諸点により、法律上共謀もしくは教唆行為の責任があるといふ事実であります。このことが明らかになりました上は、国会法第百十六条の、議員が「議場の秩序をみだし、又は議院の品位を傷けるときは、懲罰に付せられる」という規定がありますから、場合によつては淺沼君らもこの懲罰に付されることがないとも限らないと私は思うのであります。

によって見ると、すでにこれらの点について当局者が手をつけておるようあります。果たしてそうでありますならば、差しつかえがない限りにおいてこの議場に事実を発表してもらえないものであろう。この点を一つ関係大臣において御考慮をお願いしたいと思うのであります。

次に、新聞記事によりますと、浅沼君以外の国会議員の中で、衆議院議員六名、参議院議員七名の諸君がなお集団行動を指導したとの事実があるようならうわざがありますが、私は自分が直接に聞いたのでありませんから断言はいたしませんが、そういうわざのある以上は、これを検査する必要があります。関係大臣のこの点に対する所見はいかがでありますらうか。

次に、全学連問題について文部大臣に質問いたします。私は全学連に所属する学生諸君の一部が終始このたびの国会乱入の先頭に立つていた事実を重視するものであります。彼らが構内にただれ込んでからも、主催者側の退去指令に服せず、かえってそれを妨害したと言われておりますが、実質的には、今度の統一行動は一部の学生たちの意のままに動かされ、社会党も、共産党も、懸説も、ことごとくこの全学連に引きずり回されたような疑いもないではありません。われわれは、この全学連の態度は、国家、社会の秩序を無視したところの革命的行動にひとしいと思うのであります。が、今度の事件後、全学連より発表された声明によりますれば、警察法や小選挙区法案が「院外の大衆闘争によって不成立に終わった」ことを理由に、安保改定阻止の国会デモを正当であるかのことく被

らが考えて、そらして国会を無視しておるような状況にあります。これは議会民主主義の否認であると断じなければなりません。彼らは大衆闘争を最高至上の方法と考えながら、その大衆が選挙という最も民主的な手段で選んだところの国会を否定するという矛盾すら黙殺しているのです。そればかりではありません。彼らは自分が考へてゐる革命の先達をもつて自認しているのです。これでは全学生が革命団体と言わざるを仕方がないであります。全学連の幹部は今のが共産党にすらあきたらぬほど先鋭的だと言はれてゐるのです。現に社会党は安保阻止国民会議から全学連の離脱を要求している。こういふ全学生連に対し、学生は学生らしくその本分の学業に専念せよと言つても、むだでありましょ。何となれば、彼らは学生服を着た革命家であつて、学業を放棄し、革命に打ち込んでいるからであります。しかしながら私は、この全学連に所属するすべての学生諸君がそれほどまでの意識を持つて今度の行動をやつたものとは思つておりません。

お仕事の取り締まり方針をお伺いしたい
のであります。

以上のほか、日教組のある者がこの暴挙に参加しておつたといふうわさがありまするが、果たしてそういう事実があるのか。文部大臣はこの事実についても一つ十分に調査して適当な措置をとる必要があると思いますが、この点に対する文部大臣の所感いかん。

最後に、日教組の授業の放棄問題、あるいは郵政省の職員の郵便電報の配達遅配の問題、あるいは公務員の職務放棄の問題に関しまして、国民に迷惑を及ぼさないように、職務を忠実に行なうということが官公吏の役目であるにもかかわらず、近ごろこういうことがしきりに行なわれておりますことは遺憾千万であります。本日はこれに対する質問であります。本日はただいま申し上げましたまし、これを明らかにしていただきたいと思いますが、本日はただいま申上げましたが、本日はただいま申上げましたが、本日はただいま申上げましたまし、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

去る二十七日の国会周辺におけるデモ隊の一部が講演に藉口して国会構内に乱入し、そうして秩序を乱したというこの行為は、私は、日本の民主政治、国会政治というものの上から見ますと、非常に遺憾にたえないところであります。私はあくまでも、従来もしばしば申し上げておるのであります。が、民主政治というものの要諦は、一切の暴力行為を排撃することであり、

また法律、秩序を守るということを前提として初めて成り立つのあります。そういうことを一切無視したあの状況といふものはまさに遺憾でござります。私は、国会が国会の権威と国会政治を守るために、これに対しても将来そういうことが再び起らぬよう適当な処置がとられることを、心から望んでおるものであります。

ましては、敵に法規に従ってこれらを
対して処罰を加えるべきものである、
かように考えております。(拍手)
〔國務大臣 石原幹市郎 君登壇、
　　拍手〕

の全学連指導者によって引き回され、いるという実情を重視いたしまして、その不適切な影響を排除するために、積極的に適正な学生指導を強化することも、不法不適切な事態の発生したような場合には厳正な処分を行なって学生の反省を促すよう、各大学に対して要望いたして参ったのであります。今後この事例は真に重大でありますので、

○議長(松野謙平君) 日程第一、酒類の保全及び酒類業組合等に関する法の一部を改正する法律案(第三十二回国会内閣提出、衆議院送付)を議題いたします。
まず委員長の報告を求めます。大委員長加藤正人君。

第二に、憲法上認められている各種の自由、すなわち集会あるいは講演の自由といふものは、いまでもなく憲法第十二条及び十三条の公共の福祉というものを前提としてこれらが認められるとしていることあります。従つて、自由があるからといって乱入し、公共の福祉を害するようなことは、これは憲法が認めてる自由権を逸脱しているものだと考えます。

次に、国会周辺の多數のデモを取り締まりの問題につきましては、イギリスやアメリカその他の例をあげて御質問になりましたが、かねてこの問題についておきましたが、かねてこの問題につきましては、昨年以来自民党と社会党の間におきまして話し合ひが行なわれてゐる問題でござります。不幸にして途中におきまして、社会党側においてこれまでの審議なり話し合いを拒否されるような態度をとられまして、いまだ結論を得ておらないことは、非常に遺憾でありますところでありまして、私は十分分り回のことにも顧みて、各党が超党派的であることを心から望むものであります。

なお、今回の行動が、交通取り締まりその他の現在の法規に照らして、これを無視し、違反している事項につき

存でございます。本件は引き続き調査本
中でありますので、調査中のことと
つきましては、ここで申し述べることと
をお許し願いたいと思います。(拍手)
〔國務大臣井野碩哉君登壇、拍手〕
○國務大臣(井野碩哉君) 淡泊謹賀が
今回の集団デモ事件にいろいろ関係し
ておられますことは報告を受けておりま
すが、爾後その他の法規違反の事実の
有無につきましては、該事件が目下地
査中でございますので、まだ内容をも
申し上げるまでに至っておりません。

さらに真剣な対策を考えなければなりません。すなはち、各大学の学生に対する指導をさらに徹底させまして、そうして学生自治会が大学連指導者によって引き回されていて、実情を改善し、あわせて全学連運動に職業的に従事する、学生の本分をもむずかしくしている者を、学園から排除する必要があると考えてゐるのであります。ナーラーに学生の反社会的行動に対しても、これが学内において行なわれた場合であつても、学生の教育指導の任にある大学として責任ある処置を行なうよと大學として責任ある処置を行なうよといたしたいと存する次第であります。

右金会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要書を添えて、報告する。

昭和三十四年十一月二十六日

大蔵委員長 加藤 正人

参議院議長 松野鶴平殿

第八十四条の改正規定中「販売量」に改める。」を「販売数量」に改め、同条第六項を同条第七項」とし、同条第五項の次に次の一項を加ふる。」に改め、同条の改正規定の次のように加える。

6 大蔵大臣は、酒類業組合が第十三条第二項の規定により認可を受けた、又は認可を受けること不要ない協定を実施している場において、当該協定に違反したたる会員があることにより、その適な実施が阻害され、第四十二条五号に規定する事態を解消することができないと認めるときは、当該組合員に対し、当該協定に従べき旨の勧告をすることができる。

附則第一項中「昭和三十四年四月一日」を「公布の日から起算して十日を経過した日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、物価統制令に基く酒類の最高価格統制の廢止後、酒税

目次中「第四章　酒税保全措置(第八十四条～八十六条)」を「第四章　酒税保全措置(第八十四条～八十六条の五)」に改める。

第三十三条の見出し「役員」を「役員等」に改め、同条中「第二百五十七条第一項」を「第二百五十六条第三項(取締役の任期の伸長)、第二百五十七条第一項(法人の不法行為能力)、第二百五十四条(代表権の制限)及び」及び

第三十八条第二項中「石数」を「数量」に改め、同条第二項を削り、「数量」に改め、同条第三項とする。
第三十九条中「商法第二百三十一条第五項」を「商法第二百三十一条第五項」に改める。
（組合の招集の決定）、第一百三十九条第五項に改める。

「及び」を「又は」に、「著しく」を「不
当に」に改める。
第四十五条第一項中「各号」の下に
「第四十二条第六号の規定による規
制に係る協定については、同項第二
号又は第三号、以下第九十四条第三
項において同じ。」を加える。

トル法に改める等所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、概ね妥当なものと認めるが、更に

協定価格の維持のため協定違反の組合員に対し、大蔵大臣の勧告が「できる旨の修正」を加えた。

二 費用

卷之三

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一項を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 加藤鐸五郎

藝院長松野平賀

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に
関する法律の一部を改正する法

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年十一月三十日 参議院会議録第十二号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

第三十三条の見出し「中「役員」を「役員等」に改め、同条中「第二百五十七条第一項」を「第一百五十六条第三項(取締役の任期の伸長)、第二百五十七条第一項」に改め、「第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(代表権の制限)及び「第五十五条(取締役の行為についての責任)」を、第二百六十二条、第二百六十二条(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)」に、「準用する。」を「理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利益關係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)」の規定を準用する。」に改めることにより、同条第二項中「理事」を「臨時総会」に改め、「と認める」を削り、「何時でも臨時総会を」と定款で定めるところにより、何時でもに改め、同条第四項中「組合員の五分の一以上の者は」を「組合員が組合員の五分の一以上の同意を得て」に、「請求することができる。」を「請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を開くべきことを決しなければならない。」に改め、同条第七項中「理事又は」を削り、「各その過半数」を「その過半数」に改める。

第三十八条第二項中「石数」を「数量」に改め、同条第三項を削り、「第三十九条中「商法第二百三十九条第五項」を「商法第二百三十九条第三項とする。」

第四十二条各号別記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十五号までを「一号ずつ繰り下け、同条第六号中「酒類の販売の競争が正常の程度を著しく下げる等の事態が生じた」に「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に、「購入石数」を「購入数量」に、「販売石数」を「販売数量」に改め、同号の次に次の「一号を加える。

六 品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の酒類販賣業又は酒類販賣業の經營の合理化を遂行するため特に必要な規制に係る協定については、第二号又は第三号」に改め、同項第三号中「

〔及び〕を「又は」に、「著しく」を「不當に」に改める。
第四十五条第一項中「各号」の下に
〔「第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第一号又は第三号。以下第九十四条第三項において同じ。〕」を加える。
第五十八条第一項中「第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十四条(代表権の制限)及び第十三条第二項(共同支配人)、第七十八条第一項(代表社員の権限)、」を削り、「第二百五十八条(欠員の場合の措置)」を「第二百五十九条(欠員の場合の処置)」、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十条ノ三、第二百六十六条(取締役会の議事録及び会社代表)」に改め、「第二百六十九条(取締役の報酬)」の下に、「第二百七十二条(株主の差止請求権)」を、「同法第四百二十四条第一項中「分配」とあるのは「処分」との下に「、同法第二百五十八条第二項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と」を加え、「第五十八条第一項において準用する」を「第五十八条第一項ニ於て準用スル」に改める。
第六十条第二項各号列記以外の部 分中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「酒類業組合を代表しない理事があるときは、」を削る。
第六十六条第一項各号列記以外の部 分中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「酒類業組合を代表しない清算人があるときは、」を削る。
第七十二条中「第二百五十八条第二項」に一項を「第二百五十九条第二項」に改める。

第八十二条第一項各号別記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二条第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同条第二項中「第四号から第八号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会の構成員たる酒類業組合」と「同項第五号中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又はその組合員」とあるのは「会員たる酒類業組合、会員たる連合会、当該連合会の構成員たる酒類業組合又はこれらの酒類業組合の組合員」と、「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会に」と、同項第六号から第八号まで中「会員たる酒類業組合」とあるのは「会員たる酒類業組合又は会員たる連合会に」と改める。

第八十四条第一項各号列記以外の部分中「酒類の需給が均衡を失した場合を「酒類の販売の競争が正常の程度をとることで行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」と、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に改め、「酒類製造業者」の下に「(酒税法第二十八条第五項の規定により酒類製造業者とみなされた者を含む。以下同じ。)」を加え、同項第三号中「二号中「製造石数」を「製造数量」に改め、同項第三号中「購入石数」を「購入数量」に改め、同項第四号中「販売石数」を「販売数量」に改める。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」と「容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「、その製造場(酒税法第二十八条第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。)から引取る酒類(酒税法第二十九条に規定する保稅地域をいう。)」から引き取る酒類(酒税法第二十八条第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装」に改め、第四章中同条第五項の次に次の四条を加える。

(基準販売価格)

次条において同じ。) 及び適正利潤を基礎として、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の販売価格の基準額(以下「基準販売価格」という。)を定めることができる。

(制限販売価格)

第八十六条の二 大蔵大臣は、級別による区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要があると認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最も上位の級別以外の他のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参考して、酒類製造業者又は酒類販売業者の販売価格の最高額(以下「制限販売価格」という。)を定めることができる。

2 前項の規定により同項の酒類につき制限販売価格が定められたときは、酒類製造業者又は酒類販売業者は、当該酒類につき、その制限販売価格をとれる価格によりその販売の相手方と販売の契約なし、又は対価の受領をしてはならない。

(再販売価格維持契約)

第八十六条の三 大蔵大臣は、酒類製造業者が酒類の販売の相手方である酒類販売業者と当該酒類の販売価格(当該酒類販売業者が当該酒類販売業者の販売する当該酒類の酒類を販売する酒類販売業者が当該酒類を販売する酒類販売業者又は当該酒類の取引の状況に照らして適当であり、かつ、酒税の保全を決定し、これを維持すること)を定めることができる。

資するゝ認める場合においては、再販売価格を決定し、これを維持することとができる酒類の種類(一)は、類別、雑酒について、品目。以下本条において同じ。)を指定することができる。

2 酒類製造者は、前項の規定により大蔵大臣が指定した種類の酒類について再販売価格を決定し、これを維持するための契約を締結しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その変更(第四項の命令に基く変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

3 大蔵大臣は、前項の認可の中等額があつた場合において、当該契約の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。

一 当該契約に係る酒類の再販売価格が当該酒類について定められており、基準販売価格(基準販売価格が定められていない場合は、当該酒類につき第八十一条の規定に準じて算出した金額)を著しく下廻つており、これは当該酒類の販賣方法につき適切な措置が講ぜられていない等酒税の保全上不適当であると。

二 不當に差別的であること。

三 消費者又は当該契約に係る酒類販売業者の利益を不适当に害すること。

ときは、遅滞なく、当該酒類製造業者に對し、これを變更すべきことを命じなければならない。
5 大蔵大臣は、酒類製造業者が該項の命令に従わないときは、当該指定を取り消すことができる。
6 大蔵大臣は、第一項の指定が不必要となつたと認めるときは、遅滞なく、当該指定を取り消さなければならない。この場合において、当該指定を取り消された種類の酒類につき第二項の認可を受けて締結された契約があるときは、当該認可是、その效力を失う。
7 第四十四条及び第四十六条第二項の規定は、第二項の認可を受けた酒類製造業者について、第四十四条の規定は、当該契約（当該契約に基いて同項の契約を締結する酒類販売業者について準用する。）とあるのは、「その発効日」と、同条第一項中「協定の実施期日」とあるのは、「当該契約の発効期日」と、「その実施」とあるのは、「その発効」である。この場合において、同条第一項中「協定を廃止した」とあるのは、「当該契約が失效した」と読み替えるものとする。
(基準販売価格等に係る告示)
第八十六条の四 基準販売価格又は
制限販売価格の設定、変更及び
該指定の取消は、告示により行ふ。
第九十三条中「及び第八十四条
十六条の三第二項の認可を受けた
を、第八十四条」に改め、「又は全
令に基いて行う行為」の下に「及び
類製造業者又は酒類販売業者が第
十六条の三第二項の認可を受けた

項の契約（当該契約に基いて締結される契約を含む。）に基いて行う行為を「若しくは」と加え、「但し、」を「ただし、」と改め、同条第二項中「又は命令」を「若しくは命令又は第八十六条の三第一項の規定による指定」に改め、第九十四条第一項中「（第八十三条において準用する場合を含む。）」の下に「又は第八十六条の三第二項を加え、同条第二項中「又は命令」を「若しくは命令又は第八十六条の三第一項の規定による指定」に改め、同条第三項中「又は認可」を「若しくは認可」に改め、「第四十三条第二項各号（第八十三条において準用する場合を含む。）」の下に「該当するに至り、又は第八十六条の三第二項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の一に」を、「第四十五条（第八十三条において準用する場合を含む。）」の下に「又は第八十六条の三第四項若しくは第五項」を加える。
第九十六条及び第九十七条を次のように改める。
第九十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
二 第八十六条の二第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者
第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。
一 第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の認

可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事 第八十六条の三第二項の認可を受けないで同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者 第九十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十六条」を「第八十六条の五」に改める。
第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。
第一百条中「第九十六条」の下に「第九十七条第二号」を加える。
第一百条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法第二百四十四条の下に「第三十三条若しくは第五十八条第一項(これらの規定を「第四十三条规定若しくは第八十三条第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)」において準用する場合を含む。)」に、これらの規定を「第四十三条规定第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第六号中「第八十三条において準用する場合を含む。)」に改める。

又は清算人は、改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「新法」といふ。）第三十三条又は第五十八条第一項（これらは規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。）において適用する商法第二百六十二条第一項の規定による当該酒類業組合等を代表すべき理事又は清算人とみなす。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第六十条第二項第七号又は第六十六条第一項第二号（これらの規定を旧法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による登記は、新法第六十条第二項第七号又は第六十六条第一項第二号（これらの規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による登記とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なまとして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔加藤正人君登壇、拍手〕

5 加藤正人君　ただいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案について、經濟の正常化に伴い漸次廃止され、米、酒等について行なわれておるにすぎず、酒類の場合も撤廃の機運が熱しております。本案は、廢止されたり場合を考慮して、酒類業界の安定と国

家財政に重要な地位を持つ酒税の保全に支障を来たさないよう、あらかじめ万全の価格制度を法的に準備しておこうとするものであります。

内容の概略について申し上げますと、大蔵大臣は、酒税の保全の必要性上、酒類の取引の円滑な運行に資するため、酒類の標準的な基準価格を定めることができることとし、現行の協定価格のほかに、制限販売価格及び再販売価格の制度を新たに設けようとするものであります。その他、酒類業組合に代表理事を設けるとともに、法定計量単位をメートル法に改める等の改正を行なつております。

委員会の審議におきましては、公定価格撤廃の時期いかん、公定価制度を撤廃しても本改正案により自由競争がチエックされるのではないか、基準価格等価格決定の審議会を設ける意思はないか、消費者に対する方面的配慮が足りないのでないか等について質疑がありましたが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、天坊委員より、協定価格の維持のため、協定違反の組合員に対し大蔵大臣の勧告ができる旨の修正案が提出され、修正の上賛成するとの意見が述べられ、次いで採決の結果、天坊委員提出の修正案は全会一致をもつて可決され、修正部分を除く原案についても全会一致をもつて可決され、本案を修正議決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

告でございます。本案全部を問題に供せます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参考朗説〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案可決報告書

昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひようによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案可決報告書

昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案可決報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する固有の機械等の売払等に関する特別措置法案可決報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案可決報告書

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案可決報告書

家が食糧の用に供するため必要とする米穀の完渡についての特別の措置につき規定するものとする。

第二条 この法律において「被害農業者」とは、被災地の農業生産者を指す。

第三条 市町村が被害農家に対し、その飯用消費量を基準とし第一条规定する災害による被害の程度を参酌して農林大臣の定める數量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に充てり渡す場合には、政府は、当該市町村に對し、これに必要な数量の米穀を農林省令で定める手続にてい売り渡すものとする。

• 100 •

二 輸入米穀については、前号の

一 輸入米穀については、前号の額を基準として農林大臣が定める額

附
則

この法律は、公布の日から施行する。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十四年十一月二十日

昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法

昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法 昭和三十四年九月の風水害に係

る小型漁船の被害が大きいと都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、十分の八を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に對し、その補助に要する経費（都道府県が十分の八をこえる率によ

る補助をする場合には、そのこと
る部分の補助に要する経費を除
いた経費)の全部を補助すること

四〇九

衆議院議長 加藤錦五郎
參議院議長 松野穂平殿

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売扱等に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法

昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の風水害を受けた
政令で定める地域内に事業所を有
する中小企業者（政令で定めるも

り当該地域内の自己の事業所においてその所有に係る機械又は器具につき損害を受けたもの（以下「被害中小企業者」といふ。）に対しても、普通財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条）に規定する普通財産を

ら。)である機械又は器具のうち政令で定めるもの(以下「因有機械等」という。)を、時価からその五割以内を減額した対価で売り払い、若しくは貸し付け、又は当該災害により当該事業所において損害を受けたその者の所有に係る機械又は器具(以下「被害民有機械等」という。)と交換することができる。

2 前項の交換をする場合における

2 前項の交換をする場合における
国有機械等の価額は、時価からそ
の五割以内を減額した額とするこ
とができる。

3 第一項の交換をする場合において

4 一の被害中小企業者に対する第一項の規定による国有機械等の寄付若しくは貸付の対価又は同項の規定によりその者の被害民有機械

等と交換する田有機械等の価額によつて、時価から減額することがができる。かかる金額の合計額は、その者の被害民有機械等に係る同項に規定する災害による損害の総額を限度とする。

するものとする。
5 前各項に規定するもののほか、
この法律の実施に関する必要な事項
は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則
2 この法律は、昭和三十五年十一月三十一日限り、その効力を失う。ただし、この法律の規定によつて同日以前にされた国有機械等の貸付については、同日後もなおその効力を失う。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和二十四年十一月三十日 参議院会議録第十二号

中央金庫の貸付利率の引下げたための措置並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）及び中小企業振興資金助成法（昭和三十一年法律第二百五十五号）の特例を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律において、「被害中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けていた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体(以下「中小企業者団体」という。)

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち、前号に掲げる者を含むもの

(商工組合中央金庫に対する利子)

第三条 政府は、商工組合中央金庫が被災中小企業者で政令で定めるもの（以下「指定被災中小企業者」という。）に対して再建資金の貸付を行なうときは、政令で定めるところにより、当該貸付につき貸付後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

(利子補給の対象となる貸付)

第四条 前条の契約による利子補給金の支給の対象となる貸付は、商工組合中央金庫が指定被災中小企業者に対して昭和三十五年三月三十一日（冉建資金の融通に関する特

一 被害中小企業者（中小企業者団体を除く。）に対する貸付については、百万円（その被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該被害中小企業者に対し転貸する再建資金の貸付を受けている場合は、その額を控除した金額）

二 中小企業者団体に対する貸付（次号の貸付を除く。）については、三百百万円

三 中小企業者団体に対する再貸付資金であつて、その直接又は間接の構成員たる指定被害中小企業者（以下この条において「被害構成員」という。）に転貸されるものの（以下次項において「転貸資金」といふ。）の貸付については、それぞれの被害構成員に転貸する金額のうち百万円（その被害構成員が再建資金の貸付を受けている場合において、そのうち

2 転貸資金の貸付を受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害構成員に転貸する場合において、それは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給される金額の総額は、二十五億円を限度とする。

(利子補給金の支給額)

第五条 第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資本金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付と同種類の貸付を行う場合における通常の利率により計算した利子の額との差額による相当する金額とする。

第七条 法第九条の二第一項の保険関係
関係であつて、災害関係保証（昭和二十五年三月三十一日までに行われた被害中小企業者の再建資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）に係るものについての同条第二項及び法第九条の四の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 法第九条の六第一項の保険関係
であつて、災害関係保証に係るもの
についての同条第二項及び法第
九条の七において準用する法第九
条の四の規定の適用については、
これらの規定中「百分の七十」とあ
るのは、「百分の八十」とする。
(保証保険の保険料の特例)

に必要がある場合において、政令

二、利子補給金の支給の対象とな

関係であつて、昭和三十五年三月

再建資金の貸付に係る保険関係及びその他の保険関係ごとに、それぞれ合計七百万円とする。
(包括保証保険の特例)

場合は、法の規定の適用については、就業の最初の日に当該事業主に雇用されたものとみなす。

2 休業者（前項の規定の適用を受ける者及び指定期日までの間ににおいて就前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、法の規定の適用については、指定期日の翌日に從前の事業所に雇用されたものとみなす。

（就続雇用期間の通算等）

第九条 休業者（第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十ヶ月以上である者に限る。以下この条において同じ。）が前条の規定による従前の事業所に雇用されたものとみなす。

（再離職の日数の計算等）

第十一条 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けた場合に、再離職の日数を満了するまでの日数（「失業保険金の支給を受けた日数（その日までの日数を差し引いた日数）」）とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

二 当該事業の休止又は廃止による離職について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長の確認を受けた者

2 第三条第三項の規定は、前項第二号の確認について準用する。

3 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用されている者が離職した場合において、これらの離職した被保険者の規定により事業主に被保険者として雇用された日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から次項の規定により計算した期間を減じて得た期間を再びその事業主に雇用された日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。ただし、事業の休止又は廃止による離職の日まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間が十月未満である者については、この限りでない。

一 当該事業の休止又は廃止による離職前の休業について第三条第一項の確認を受けた者

2 第三条第三項の規定は、前項第二号の確認について準用する。

3 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用されられた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間を減じて得た期間を再びその事業主に被保険者として雇用された期間に通算する。

2 前項に規定する被保険者として雇用された期間から減すべき期間は、第五条第二項の失業の認定に係る失業保険金の支給を受けた日数（十日未満の端数があるときは、

（法律）

第一条 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

衆議院議長 加藤鏡五郎

その端数を十日として計算する。）について、十日につき一月の割合で計算して得た期間とする。

3 休業者（第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が前条の規定により従前の事業主に雇用されたものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止又は廃止による離職の際の受給資格（第一号に掲げる者にあっては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職した場合は、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十条の二第二項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数（その日までの日数を超過するときは、再離職の日より前の受給資格に基く失業保険金の支給を受けた日数）」とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

（法律）

は、当該事業の休止又は廃止による離職の日（第一号に掲げる者にあっては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日。以下この条において同じ。）まで引き続きその事業主に被保険者として雇用された期間から事業の休止又は廃止による離職の際の受給資格（第一号に掲げる者にあっては、第三条第二項の規定により離職したものとみなされた日以後引き続きその事業主に被保険者として雇用され、新たに法第十五条第一項に規定する受給資格を得て離職した場合は、当該受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の給付日数については、法第二十条の二第三項中「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数（その日数が、再離職の日より前の受給資格に基く失業保険金の支給を受けた日数を超えるときは、再離職の日数を超過するまでの日数）」とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とする。

（法律）

3 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用された者のが離職した場合において、これらの離職した被保険者の規定により事業の休止又は廃止による離職の日数を算定されたときには、当該確認に係る受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の日額は、その離職の際に算定された失業保険金の確認を受けたときは、当該確認に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、再離職の日数を超過するまでの日数）とあるのは、「失業保険金の支給を受けた日数を差し引いた日数」とある。

（法律）

2 この法律は、この法律の施行前に就業及び離職についても適用する。

3 第三条第一項の政令で定める地域にある事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより当該事業所に被保険者として雇用された者がこの法律の施行前に離職した場合において、その者がその離職の休業について第三条第一項の確認を受けたときは、当該確認に係る受給資格に基きその者に支給すべき失業保険金の日額は、その離職の際に算定された失業保険金の日額とすると。

（法律）

つて政令で定める地域に発生したものに關し、公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十三号）の規定を適用するについては、次の各号に定める特例による。

一 事業主体が、当該災害により滅失した住宅に当該災害の當時居住していた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法第八条第一項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

二 事業主体が、当該災害により滅失した公営住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅を建設するとき、又は当該災害により著しく損傷した公営住宅を補修するときは、公営住宅法第八条第二項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、第一種公営住宅についてはその費用の三分の一を、第二種公営住宅についてはその費用の四分の三を補助することができる。

前項の規定による公営住宅の建設に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項の規定を適用する。

（産業労働者住宅賃金融通法の特例）

のにより滅失した産業労働者住宅その他の住宅に当該災害の当时居住していた産業労働者に貸し付けたためこの法律の施行の日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに対し、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第七条の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九条第一項の償還期間内に償還することが困難な状況にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間（すえおき期間を含む。）を三年以内延長し、かつ、貸付日の日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

一 伊勢湾等高潮対策事業のうち、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「負担法」という。）第二条又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十二年法律第六百六十九号。以下「暫定措置法」という。）第二条に規定する災害復旧事業に相当する部分に要する費用の額については、それぞれ、負担法第四条若しくは第四条の二又は暫定措置法第三条の規定を適用した場合におけるこれらの規定による率。ただし、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一号）第一条第一項又は昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第一号）第一条の規定に適合する場合においては、それぞれ、これらの規定を適用した場合におけるこれらの規定による率。

二 伊勢湾等高潮対策事業費のうち前号に掲げる部分以外の部分で、他の法令の規定によれば当該部分に要する費用についての国の負担率又は補助率が十分の八以上であるものに要する費用の額についてはこれらの規定を適用した場合におけるこれらの規定による率。

規定による率、その他のものに要する費用の額については十分の八

2 國が、伊勢湾等高潮対策事業を他の法令の規定により國が施行し、かつ、当該事業費の一部を地方公共団体に負担させることができるものとして施行する場合においては、当該地方公共団体は、当該事業費についてその一部を負担するものとし、その負担の割合は、前項の規定により國が負担すべき割合を除いた割合とする。

3 第一項の場合においては、他の法令の規定による地方公共団体の負担は要しない。

4 前三項の規定は、伊勢湾等高潮対策事業のうち負担法第二条に規定する災害復旧事業に相当する部分に要する費用の額を同法第七条の規定により決定された災害復旧事業費とみなして、これを同条の規定により決定された災害復旧事業費の総額中に算入することを妨げない。

5 第二項の規定は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十条第二項の規定の適用を妨げない。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年九月二十六日以後に施行する事業について適用する。

附 則

（施行期日）

(農地等の小災害に係る地方債の元利補給)

第三条 第一条に規定する災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを

包括する市町村のうち政令で定めるもの(以下この条において「被災市町村」という。)が施行する農地

その他の農林水産業施設に係る災害復旧事業のうち一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のも

の経費に充てるため、農地に係るものにあつては当該経費の百分

の五十、その他の農林水産業施設に係るものにあつては当該経費の百分の六十五に相当する額の範囲

内(被災市町村のうち政令で定める特に被害の著しいものについ

ては、当該経費の百分の九十に相

当する額の範囲内)で発行が許可された地方債については、国は、

毎年度当該年度分の元利償還金に

相当する額の地方債元利補給金を

当該市町村に交付するものとす

(地方債の引受け)

第四条 前三条の地方債は、国が資

金運用部資金又は簡易生命保険及

郵便年金特別会計の積立金をもつ

てその金額を引き受けるものとす

(起債許可についての協議)

第五条 自治府長官は、第一条の規定による地方債について地方自治法第二百五十三条の規定による許可

をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地

方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵

政大臣と協議しなければならぬ。

(政令への委任)

第六条 第一条から第三条までの規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに第二条及び第三条の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

この法律は、公布の日から施行する。

害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律

又は同年八月及び九月の風水害(以下「災害」という。)を受けた政令で定める地域のうち市町村職員共済組合の規約で指定するもののうちにある住居又は家財について災害により損害を受けた市町村職員共済組合の組合員に対する市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第五十六条の規定の適用については、同

条中「同表に定める月数」とあるのは、「同表に定める各月数に二月の範囲内で各月数ごとに規約で定める月数をえた月数」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十四年八月及び九月の暴雨による堆積土砂及び澁水の排除に関する特別措置法

(定義)

第一条 この法律において「堆積土砂」とは、昭和三十四年八月及び九月の暴雨(以下「暴風雨」といふ)によつて発生した土砂等の流

入、崩壊等により政令で定める地域に堆積した政策で定める程度

に達する異常に多量の泥土、砂

礫、岩石、樹木等をいふ。

2 この法律において「澁水」とは、昭和三十四年八月及び九月の暴風

雨に伴い政令で定める地域内に浸入した水で、浸水状態が政令で定める程度に達するものをいう。

(堆積土砂の排除事業)

第二条 地方公共団体その他政令で定める者が澁水の排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

第三条 国は、地方公共団体その他政令で定める者が澁水の排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

4 前項の規定による補助金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行う。

(堆積土砂等の排除事業費の範囲)

第四条 第二条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により国がその費用を補助する堆積土砂又は澁水の排除事業の事業費の範囲は、政令で定める。

2 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前にした堆積土砂又は澁水の排除事業)

2 この法律は、この法律の施行前に施行された堆積土砂又は澁水の排除事業についても適用する。

行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

3 第一項の規定による補助金の交付の事務は、他の法令に定がある場合を除き、林業用施設及び漁場に係るものにあつては農林大臣、その他の施設に係るものにあつては建設大臣が行い、前項の規定による補助金の交付の事務は、建設大臣が行う。

(澁水の排除事業)

第三条 国は、地方公共団体その他政令で定める者が澁水の排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

4 前項の規定による補助金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行う。

(堆積土砂等の排除事業費の範囲)

第四条 第二条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により国がその費用を補助する堆積土砂又は澁水の排除事業の事業費の範囲は、政令で定める。

2 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前にした堆積土砂又は澁水の排除事業)

2 この法律は、この法律の施行前に施行された堆積土砂又は澁水の排除事業についても適用する。

昭和二十四年十一月三十日 参議院会議録第十二号 昭和二十四年九月の暴風雨により墳害を受けた農地の除墳事業の助成に関する特別措置法案外二十六件

【審査報告書は都合により追録に掲載】

昭和二十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年十一月二十日

衆議院議長 加藤鎌五郎

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

(経費の種目)
第三条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。
(経費の算定基準)
第四条 前条に規定する工事費は、当該公立学校の建物等を原形に復旧する（原形に復旧する事が不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することとが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代るべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。

2 第三条並びに前条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「公立の社会教育施設」と読み替えるものとする。

(都道府県への事務費の交付)
第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行ふために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(他の法律との関係)
第七条 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校の建物等の災害の復旧については、公

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(公立学校の建物等の災害復旧に対する国の負担)
第二条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立学校の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下「建物等」という。）の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

3 前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十四年十一月二十日

衆議院議長 加藤鎌五郎

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

(経費の種目)
第三条 前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について同様適用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

3 前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について同様適用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

3 前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

3 この法律において「災害」とは、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害をいり。

(経費の種目)
第三条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費（買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費）及び設備費（以下「工事費」と総称する。）並びに事務費とする。

2 第一条この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「公立の社会教育施設」とは、公立の公民館、図書館及び体育施設（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第四号に掲げる社会教育に関する施設である体育館、運動場、水泳プールその他政令で定める施設をいり。）をい。

2 前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良し水泳プールその他政令で定める施設をいり。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

昭和三十四年十一月三十日 参議院会議録第十二号

昭和三十四年九月の暴風雨

条の災害を受けたものを原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をする)ことを含む)を目的として行う事業をいう。

二 商業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の施設であつて、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の二第一項第一号又は第九条の九第一項第四号に掲げるもの

三 前二号に掲げる中小企業者の団体で政令で定めるものの施設であつて、その構成員の共同利用に供するためのもの

四 企業組合又は商工組合連合会の施設であつて、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第十七条第二項第一号(同法第三十三条规定)において準用する場合を含む。)に掲げるもの

(国の補助)

第三条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が、事業協同組合等の施設の災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合において、当該都道府県に対し、予算の範囲内では、当該補助に要する経費(都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえり部分の補助に要する経費を除い

る)を、通常の場合には二十万円に、家畜等の購入及び果樹栽培の場合は三十

万円に、畜産事業者及び真珠等の養殖助行なうものであります。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

〔都祐一君登壇、拍手〕

○都祐一君

ただいま議題となりまし

た昭和三十四年九月の暴風雨により壊

書を受けた農地の除塙事業の助成に関

する特別措置法案外二十六件につきま

して、風水害対策特別委員会における

審議の経過及び結果について御報告い

たします。

右の諸法案は、今次の風水害等に關

し、その対策を講じようとするもので

あります。以下その要旨を簡単に御説

明申し上げます。

まず、農林水産関係六件について申

します。農林水産業施設の災害復旧

事業については、農地、農業用施設及

び林道につき十分の九、共同利用施

設及び開拓地の入植施設等については申

します。農林水産業施設の災害復旧

事業については、農地、農業用施設及</p

